

令和8年6月1日

保護者様

大阪市立福島小学校  
校長 土井 一弘

## 非常変災時の措置について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、本校の教育活動へのご理解ご協力をありがとうございます。

令和8年5月29日より、気象庁による新たな防災気象情報が運用され、この運用により、従来の「警報」と「特別警報」の間に、より避難の必要性が高い「危険警報」が新たに位置付けられました。

つきましては、次のとおり、これまでの非常変災時等の措置の一部を改定しますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

午前7時を過ぎて始業時刻(8時30分)までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

1. 大阪市において、「暴風警報」・「暴風雪警報」または「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。
2. 所在する区（福島区）のいずれかの地域において、大阪市(危機管理室)が発令する河川氾濫の「警戒レベル3」・「警戒レベル4」・「警戒レベル5」の発令があった場合。（大阪市以外の発出する「警戒レベル〇〇相当」とは異なります。）
3. 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。
4. 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発表された場合。

※ 児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、引渡し、もしくは教職員が引率等を行い下校させます。ただし、校区内に「警戒レベル3」「警戒レベル4」「警戒レベル5」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校、その他近くの安全な場所等に避難することや、どのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

※ 緊急時の場合は、ミマモルメやホームページでもお知らせいたします。

※ 「いきいき活動」も学校のお知らせに準じます。